

町村における地域福祉計画の推進条件に関する一考察

—人的資源を中心に

○日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター 朴 兪美 (1996)
日本福祉大学 平野隆之 (320)

1. 研究の背景・目的

地域福祉計画の法定化以後、計画策定率は上がってきているが、市部と町村部の格差は依然として著しい。地域福祉計画未策定の市町村は4割(716か所)を示しており、中でも町村部が高い割合を占めている(546か所の76.3%、2014年3月現在)。こうした現状を打開するために都道府県にかかる期待は高い。策定状況の「低調」の理由として、市町村及び都道府県は「人材・財源の確保の困難」を一番多くあげている。しかし、都道府県の支援策をみると、「情報発信」「事例集作成」が多く、現状認識と支援策との間にミスマッチが起きている。一方、計画は策定したものの進行管理を実施しなかった町村が5割近くあった(2011年2月現在、進行管理実態調査)。町村部の地域福祉計画の推進においては、策定にとどまらず、進行管理においてはなお危うい状況にある。したがって、厳しい状況に置かれている町村部を取り上げ、地域福祉計画が進むための条件について探ることを本研究の目的とする。

2. 研究方法

町村の地域福祉計画の推進のためには、どのような条件が求められるのか。(市町村を問わず)「人材・財源」が多くあげられているが、一般論にとどまっている。具体的な推進条件に迫るために、実際の計画の推進段階に分けて分析を進める。段階としては、A計画策定に入る前の段階からはじめ、B計画策定に入った段階、C策定以後の進行管理といった3段階を設定する。こうした展開において、事例調査を用いる。そして町村の内部条件と県の支援のような外部条件に注目するが、推進における人的条件(資源)に焦点を置く(表)。事例調査においては、ABCの3段階に合わせて兵庫県1町(A町)と高知県2町(B町・C町)を取り上げる。なお、この3町は、県の支援策の一環として筆者らが関わった地域である。

段階	A 策定前	B 計画策定	C 進行管理
人的資源			
職員参加(行・社)			
専門職参加			
県・県社協			
研究者等の外部者			

←外部強 内部強→

3. 研究内容

1) A 策定前段階：地域福祉計画策定について前向きな立場ではなかったA町は、県(出先機関)の勧めによって、同じ所管の3町共同の計画策定検討会議に参加した。そこでは、行政・社協に加えて、地域包括支援センターも参加した3者共同の研修が行われた。3者は、業務のスクラップアンドビルドを行い、重複業務において、協力体制で取り組むことに合意した。こうした展開を通じて、3者の協働・連携の練習ができた。

2) B 策定段階：県は地域担当の本庁職員体制と出先機関の支援体制をもって、地域福祉計画研修事業を2年間実施した。研修に参加したB町は、県や大学の支援を得て、2011年度に計画を策定した。策定の際、行政・社協の共同事務局に保健師も加わって地域に出て現地調査を実施した。住民委員会に先行した事務局体制づくりであった。共同アセスメントを通じた計画内容の工夫と小地域の分け方について協議された(旧町村3エリアの15地区)。社協の組織強化も計画のなかに盛り込むことによって、行政・社協の一体的な計画の推進体制が作られた。

3) C 進行管理段階：新しい事業の導入や、4地区のアクションプランを重視することによって、C町では、策定時の事務局体制と異なる新たな進行管理体制が求められた。そこに県の支援や大学のかかわりが側面的ではあるが、持続的に行われ、地域福祉の新たな人材養成が図られた。また、推進会議を通して、住民だけでなく、行政内部の組織化も図られた(総務・企画・教育委員会などの参加)。

4. 研究結果 -3つの示唆

第1に、ネットワークの形成を通じた地域福祉行政の展開が求められる。行政・社協だけでなく、地域包括センター、保健師など、地域内の専門職の協力体制の構築である。

第2に、県・県社協を中心とした外部の持続的な関わりが求められる。これは、町村とともに悩んでいく寄り添い型の支援体制である。

第3に、相互的・総合的な地域アセスメントを担う人的資源の確保である。町村地域において集落ごとに異なる地域特性への対応である。